

Client Alert - Financial Sector

2023年1月号 (Vol.4)

1. はじめに
2. 銀行・貸金
3. 保険
4. 証券（一種、二種、金融仲介）
5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）
6. バンキング、ストラクチャードファイナンス
7. 暗号資産交換業・デリバティブ
8. 犯収法
9. データ・セキュリティ
10. サステナビリティ

1. はじめに

初春のお慶びを申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクター各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2023年1月号 (Vol.4) を作成いたしました。金融セクターにおける実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 銀行・貸金

(1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表（経営者保証に関する対応）

金融庁は、2022年12月23日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等¹を公表しました。

改正後の監督指針の内容は2023年4月1日から適用することとされています。金融庁の考え方として、経営者保証について説明した旨を確認した結果を記録することについて、新たなシステム等の構築が求められるものではなく、既存の日報等に記録する対応で差し支えないとされています。また、経営者保証を求める理由のうち資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことについて、規程・マニュアルに「定量的」・「客観的・具体的」な目線の内容を定めることは排除されないがそれを求めるものではないとされています。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/qinkou/20221223-4/20221223-4.html>

Client Alert - Financial Sector

(以上、2. 銀行・貸金について)

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

3. 保険

(1) 「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表（障がい者等の利便向上）

金融庁は2022年11月18日、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等²を公表しました。

保険分野においては障がい者等に配慮した取組みが進展しつつありますが、具体的な利便性を向上させる取組みが恒久的に定着するよう、監督指針の改正が行われています。具体的には、障がい者等のうち自筆が困難な者から口頭で保険取引の申込みがあった場合の代筆や視覚に障がいがある者に対する取引関係書類の代読等に関する具体的な着眼点が示されていますが、パブリックコメント³によると、これらは障がい者等に対する合理的配慮の提供の態様を例示したものであり、保険会社等の商品種類・内容等、事業の特性や募集チャネル等の特性等に応じた対応が求められるとされています。

(2) 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（IFRS 対応）

金融庁は、2022年12月23日、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表⁴しました。本件は、保険グループがIFRS等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についてもIFRS等に対応できるよう改正されるものです。金融庁は、2023年1月30日までパブリックコメントを募集しています。

(以上、3. 保険について)

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

² <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20221118/20221118.html>

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20221118/01.pdf>

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20221223/20221223.html>

Client Alert - Financial Sector

4. 証券（一種、二種、金融仲介）

(1) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理の公表

金融庁・金融審議会市場制度ワーキング・グループ（以下「市場制度 WG」といいます。）は、2022年6月22日に「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理」（以下「本中間整理」といいます。）⁵を公表していましたが、その後も、成長資金等の円滑な供給や経済成長の成果の家計への還元促進、市場インフラの機能向上等について議論を重ねてきました⁶。

これらの議論を受けて、市場制度 WG は、2022年12月21日に「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」（以下「本第二次中間整理」といいます。）を公表しました⁷。

本第二次中間整理においては、市場制度 WG で議論された論点を以下の4つの項目に分けて整理しています。

- I 「成長と分配の好循環」に向けた金融・資本市場における利用者の利便向上と保護
- II 市場インフラの機能強化
- III スタートアップ企業等への円滑な資金供給
- IV その他の環境整備

『I 「成長と分配の好循環」に向けた金融・資本市場における利用者の利便向上と保護』の項目においては、近時の金融・資本市場における変化を踏まえたうえで、金融・資本市場の活性化による「成長」と、家計の金融リテラシー向上や適切な金融商品の選択を通じ「分配」の好循環を実現していくことが必要としています。

そのための施策として、本第二次中間整理では上記II～IVの施策について検討結果を取りまとめていますが、「II 市場インフラの機能強化」に関する施策としては、私設取引システム（PTS）の機能向上⁸、ティック・サイズのあり方の見直し、投資単位の大きい上場株式に係る投資単位の引下げ、特別法人出資証券のデジタル化を打ち出しています。

また、「III スタートアップ企業等への円滑な資金供給」に関する施策としては、機関投資家等による非上場株式の取引活性化⁹、非上場株式の公正価値評価の促進¹⁰、IPO

⁵ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html

⁶ 本中間整理については、[Client Alert - Financial Sector 2022年7月号 \(Vol.1\)](#) もご参照ください。

⁷ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221221.html

⁸ 売買高上限の緩和、取引所の立会外取引に類似する PTS 取引も TOB5%ルールの適用対象外とする見直し、取引所と PTS の役割分担等について議論されています。

⁹ 非上場株式のセカンダリー市場を充実させる観点から、特定投資家向け有価証券を PTS で取扱可能とする制度整備、日本証券業協会及び日本 STO 協会における PTS に係る自主規制の制度整備に向けた検討、特定投資家私募制度を活用したスタートアップ企業の資金調達円滑化、株式投資型クラウドファンディングと特定投資家私募制度の併用などについて議論されています。

¹⁰ 日本公認会計士協会における VC ファンドの監査に関する実務指針改正、上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に関する会計処理の実務上の取扱いのあり方の検討などが議論されています。

Client Alert - Financial Sector

プロセスのあり方の見直し¹¹、ダイレクトリスティング活用のための制度整備¹²が挙げられています。

加えて、「IV その他の環境整備」としては、不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークン化への対応、登録金融機関における適用除外電子記録移転権利の預託¹³、投資法人における利益の取扱い、インターネットにおける利用者の保護、銀証ファイアウォール規制について議論されています。

これらの論点について、本第二次中間整理は、「今後、関係者において、本整理の内容を踏まえて制度見直し等の必要な対応が進められることが期待される。また、当ワーキング・グループにおいて、継続して検討すべきとされた課題等について、顧客本位タスクフォースと適切に役割分担・連携しながら、引き続き検討を行っていく。」としており、本第二次中間整理を受けて、当局や金融商品取引所、自主規制機関などの関係各所において、更なる議論がなされることが期待されます。

(2) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース」中間報告の公表

市場制度 WG は、2022 年 9 月 12 日に「顧客本位タスクフォース」を設置し、「経済成長の成果の家計への還元を促進し、安定的な資産形成の実現に向けて、利用者の利便向上とその保護のための、顧客本位の業務運営、金融経済教育等」について検討を行ってきました。

顧客本位タスクフォースは、2022 年 12 月 9 日にこれらの検討結果を取りまとめ、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース中間報告」（以下「顧客本位タスクフォース中間報告」といいます。）¹⁴を公表しました。

顧客本位タスクフォース中間報告においては、「II 家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮」に関する検討結果として、インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保のための方策¹⁵、顧客への情報提供・アドバイスのあり方に関するルール整備及びデジタル技術

¹¹ 上場日程の短縮が可能となるような環境整備や、取引所が行う上場審査などについて議論されています。なお、この点に関しては当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN 2022 年 12 月号 \(Vol.67\) 『IPO に関する上場制度の見直しの方向性～東証「IPO に関する上場制度等の見直しについて」及び市場制度 WG 第二次中間整理の公表～』](#) においても解説していますので、ご参照ください。

¹² この点に関しては当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN 2022 年 12 月号 \(Vol.67\) 『IPO に関する上場制度の見直しの方向性～東証「IPO に関する上場制度等の見直しについて」及び市場制度 WG 第二次中間整理の公表～』](#) においても解説していますので、ご参照ください。

¹³ なお、本第二次中間整理のうち、STO・電子記録移転権利に関する部分については、当事務所の [Fintech / Capital Markets / Structured Finance Bulletin 2023 年 1 月号 「STO に関する法制度の近時のアップデート（トークン化した不動産特定共同事業契約に基づく権利の位置づけ等について）」](#) においても解説していますので、ご参照ください。

¹⁴ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209/01.pdf

¹⁵ 金融事業者一般に対して、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを義務として定めることや、企業年金制度の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることが挙げられています。

Client Alert - Financial Sector

の活用¹⁶、顧客の立場に立ったアドバイザーのあり方の検討¹⁷、資産運用業のあり方の検討¹⁸等が挙げられています。

また、「Ⅲ 金融リテラシーの向上」に関する検討結果としては、「国民の資産形成への自助努力を支援し、家計の資産所得を増やすため、誰一人取り残さず、広く、定期的に金融経済教育を受ける機会が提供されるよう、国全体として、中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織を早急に構築すべき」として、認定アドバイザーの活用、施策ごとの KPI 設定や効果検証、ゲームやエンターテインメントの要素の盛り込み等の取組みが提言されています。

加えて、「Ⅳ 総合的な資産形成支援」として、つみたて NISA 等の普及や利用促進のための取組みや、政府による「基本的な方針」の策定等について議論されています。

(3) 公開価格の設定プロセスの見直しに係る日証協規則改正案の公表

日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）は、2022 年 12 月 20 日に『公開価格の設定プロセスの見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について（案）』¹⁹（以下「本日証協規則改正案」といいます。）を公表し、2023 年 1 月 18 日をコメント期限とするパブリックコメント手続きを開始しました。

本日証協規則改正案は、日証協・公開価格の設定プロセスの在り方等に関するワーキング・グループが 2022 年 2 月 28 日に公表した『「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書』²⁰において提言された事項のうち、2022 年 6 月 10 日に行われた『「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正』²¹において対応された事項以外の事項に関して、日証協規則の改正を行うものです。

本日証協規則改正案については、当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN 2023 年 1 月号 \(Vol.69\) 「公開価格の設定プロセスの見直しに関する日証協規則改正案について」](#) においても解説しておりますので、ご参照ください。

¹⁶ 利益相反の可能性の顧客への情報提供に関するルール化、いわゆる実質の説明責任を法律上規定すること、顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることの告知の義務付け等が提言されています。

¹⁷ 認定アドバイザーのリスト化・認定アドバイザーからのアドバイスに係る支援、助言対象をつみたて NISA や iDeCo に絞った投資助言業の登録要件の緩和等について検討することが提言されています。

¹⁸ 詳細については、下記 5.(1)をご参照ください。

¹⁹ https://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/files/20221220_hikiuke_kokaikakaku.pdf

²⁰ https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/houkokusyo/files/kokaikakaku_houkokusho.pdf

²¹ https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/20220610_PCsankou_hikiuke.pdf

Client Alert - Financial Sector

(以上、4. 証券（一種、二種、金融仲介）について)

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 「顧客本位タスクフォース」中間報告（資産運用業関連）について

上記 4.(2)のとおり、2022 年 12 月 9 日付にて、顧客本位タスクフォース中間報告が公表されました。

このうち、資産運用業に関しては、①顧客利益最優先のガバナンス・業務運営が営業現場も含めて行われているかの検証を、経営陣の責任の下で継続的に行うための態勢整備を行うこと、②想定顧客を明確にし、顧客利益を最優先して個別商品ごとに品質管理を行うプロダクトガバナンス体制を確立することが示されました。

①に関しては、金融機関グループの親会社である持株会社・販売会社との利益相反の解消を目的とした役員兼務の解消や、グループ外部からの役員登用といった取組みが挙げられています。

②に関しては、商品組成の課題として、各商品が想定する顧客層の設定や、実際に販売した顧客が当該商品に適合性を有していたかを検証することの重要性が挙げられています。また、商品の管理・検証の課題として、コスト控除後のパフォーマンス検証の必要性、長期視点での検証の必要性、また、検証結果に基づく報酬水準の見直しの必要性が挙げられています。

(2) ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案の公表

金融庁は、2022 年 12 月 19 日付にて、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正案を公表し、パブリックコメントの手続きを開始しました²²。意見募集期間は、2023 年 1 月 27 日までとされています。

²² <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20221219/20221219.html>

Client Alert - Financial Sector

当該改正案は、2022年5月27日に公表された金融庁「資産運用業高度化プロセスレポート2022」²³にて言及された、「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」の内容を踏まえたものとなっています²⁴。

改正案においては、以下の点が示されています。

- ① ESG投信の範囲：ESG（Environmental・Social・Governance）を投資対象選定の主要な要素としており、かつ、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、その旨を記載している公募投資信託がESG投信であるとされます。
- ② 開示上の留意事項：
 - (i) 顧客誤認の防止：名称や交付目論見書の記載において、投資家にESG投信と誤認される記載がないように留意することが求められます。
 - (ii) 投資戦略等：ESG投信の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」において、投資戦略、ポートフォリオ構成及び参照指数に関する一定事項を記載することが求められます。
 - (iii) 定期開示：交付運用報告書及び交付目論見書の「運用実績」において、一定事項を定期開示することが求められます。
 - (iv) 外部委託：外部委託を行う場合は、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」及び交付運用報告書に外部委託先に関する一定事項の開示を行うことが求められます。
- ③ 態勢整備等：ESG関連のデータ・ITインフラの整備、人材の確保等、ESG投信の投資戦略に沿った運用を適切に実施し、実施状況を継続的にモニタリングするためのリソースを確保することが求められます。外部委託を利用する場合は委託先に対するデューデリジェンスや、開示上の留意事項の確認のための体制整備が求められます。ESG評価・データ提供機関を利用する場合も、当該機関に対するデューデリジェンスを適切に実施することが求められます。

(3) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理を踏まえた金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正について

金融庁は、2022年12月23日付にて、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正案を公表し、パブリックコメントの手続きを開始しました²⁵。意見募集期間は、2023年1月26日までとされています。

²³ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220527/20220527.html>

²⁴ 資産運用業高度化プロセスレポート2022においては、ESG投信が注目を集める一方、「環境配慮をうたいながら、実際の運用プロセスは異なっており、投資家の誤解を招いているのではないか」との懸念（グリーンウォッシュ問題）があり、その一因として、様々な種類のESG投信の実態と、一般投資家が有するESG投信への期待との間にギャップが生じていることがあると指摘されていました。このため、①ESG投資に取り組む資産運用会社においては、適切なESG投資を実行するために必要な組織体制の構築を進めつつ、自社としての明確なESGポリシーを策定の上、運用プロセスの高度化に向けて継続的に取り組むこと、また、②投資家が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、その他の商品と比較するなどして適切な投資判断を行えるよう、運用プロセスの実態に即した一貫性のある形で、適切な情報提供や開示を積極的に進めることが期待されるとされていました。

²⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20221223-2/20221223-2.html>

Client Alert - Financial Sector

当該改正案は、2022年6月22日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理²⁶にて指摘された、投資助言業の兼業に係る環境整備の提言を踏まえたものとなっています²⁷。

具体的には、以下の点が改正される予定です。

- ① 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員兼任者について、登録申請書の重要な使用人（分析者等）としての記載を不要とする。但し、一定の管理体制の整備が求められる。
- ② 投資顧問契約及び投資一任契約の契約締結前交付書面の記載事項として、分析者等・助言者・投資判断者の氏名の代わりに、部署名を記載することを許容する。但し、一定の回答体制の整備が求められる。
- ③ 投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止（金融商品取引法41条の5）に関し、第一種金融商品取引業者が行う金銭の貸付け及びその代理・媒介について、適用除外規定を追加する。
- ④ 法定帳簿の1つである「助言の内容を記載した書面」について、音声による記録を許容する。

このほか、監督指針の改正により、「助言の内容を記載した書面」の記載事項として、(i)助言日、(ii)助言を行った者、(iii)相手方である顧客、(iv)銘柄及び売買の別、(v)口頭で助言を行った場合にはその要約が必要である旨が明確化されたほか、上記の改正に関する留意事項が示されています。

(4) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理を踏まえた投資信託協会の規則等改正について

一般社団法人投資信託協会は、2023年1月13日付にて、同協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブリックコメントの手続きを開始しました²⁸。意見募集期間は、2023年2月13日までとされています。

当該改正案は、2022年6月22日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理²⁹にて指摘された、投資信託財産への投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託先の管理のあり方について、投資運用業者等の受託者責任の明確化を図るものです³⁰。

²⁶ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html

²⁷ 中間整理においては、証券会社等が、顧客の資産形成に向けた助言ビジネスを有償で行う場が今後増えることが想定される一方で、現行の投資助言業に係る制度は比較的小規模の事業者を想定したものとなっており、証券会社等によるビジネスの実態に合っていない部分があるため、兼業にあたって不都合が生じるとの指摘がなされていました。

²⁸ <https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/22451/>

²⁹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html

³⁰ 中間整理においては、海外ファンドへの投資を通じたファンド・オブ・ファンズ形式の投資信託等において、投資先の海外ファンドにおける運用財産の運用・管理状況を適切に把握していない等の事案が発生したことを受け、その再発を防ぐため、運用財産の運用・管理状況について、投資先のファンドのリスクの高さに応じて、受託者責任を負う投資運用業者や信託銀行が必要な資料（例：残高証明書・約定記録）を入手・確認するよう、制度面を含め必要な見直し（投資運用業者等の受託者責任の明確化）を行うべきであるとの指摘がなされていました。

Client Alert - Financial Sector

具体的には、投資信託証券の組入れに係る留意事項として、委託会社に対し、①投資信託財産の組入時の検討義務（当初デューディリジェンス）、②組入後の定期的及び臨時的な検討義務（定期的デューディリジェンス及び臨時デューディリジェンス）、③継続的なモニタリング義務を定めています。

外部委託に係る留意事項としても、同様に、委託会社に対し、①外部委託契約締結前の検討義務、②外部委託契約締結後の定期的及び臨時的な検討義務、③継続的なモニタリング義務を定めています。

委託会社は、これらの留意事項を実施するために必要な事項について、社内規則において明確に整備することが求められます。

今後のスケジュールとしては、2023年3～4月開催予定の自主規制委員会・理事会に附議することが目標とされています。また、実施日から起算して1年程度の経過期間を附することが予定されています。

（以上、5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）について）

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

6. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会による施策パッケージの公開

2022年12月13日、金融庁・経済産業省・環境省共催の「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」は、同研究会の議論の取りまとめとして、GX（グリーン・トランスフォーメーション）分野における民間資金を引き出していくための初期的な施策パッケージを公表しました³¹。同研究会は、内閣官房に設置されたGX実行会議において論点の一つとされた「新たな金融手法の活用」を具体的に検討するために2022年8月に設置されたものです。施策パッケージの大項目としては、①グリーン・ファイナンスの拡大、②トランジション・ファイナンスの拡大、③GX分野におけるブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、④地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、⑤企業のGX投資促進等にむけた市場環境の整備等、⑥GX実践企業の評価軸の構築と金融市場における活用、及び⑦資金還流の形成が挙げられています。

バンキングの観点からは、中でも、①において、グリーンウォッシュを防止する観点から、グリーンボンドガイドライン等におけるグリーンな資金用途に関する例示を

³¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singji/20221213.html>

Client Alert - Financial Sector

更新、拡充する仕組みの構築が掲げられている点³²、また②において、トランジションに伴う座礁資産化リスク（産業の低炭素化により、石炭・石油等の資産の価値が大きく棄損するリスク）の懸念やファイナンス・エミッションの問題（トランジション・ファイナンスに積極的な金融機関ほど、多排出企業への資金供給が多くなり、短期的には自らの融資先における GHG 排出量が増加してしまう問題）への対応を含めたトランジション・ファイナンスの更なる拡大・加速化が目指されている点、③において、公的機関によるリスクの特定等を通じた、GX 分野における公的資金・民間資金を組み合わせた金融支援（ブレンデッド・ファイナンス）のあり方を検討する旨とされている点等が注目されます。

その他施策パッケージの内容は多岐にわたりますが、2030 年までの工程表もあわせて公表されており、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、GX 投融資を新たな金融のアセットクラスとすべく、政府が積極的に後押しするものとなっています。今後、このパッケージに基づき様々な具体的施策が実行されることが期待されます。

（以上、6. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて）

シニア・アソシエイト 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhm-global.com

7. 暗号資産交換業・デリバティブ

(1) 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表

金融庁は、2022 年 12 月 16 日、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）を公表しました³³。

①ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの暗号資産該当性に関する解釈の明確化、②ビジネスモデルの多様化を踏まえた暗号資産交換業者への監督上の対応及び③暗号資産交換業者の主要株主が他の事業者に株式を譲渡することにより、暗号資産交換業を売却・譲渡する場合等の、暗号資産交換業者への監督上の対応等について所要の改正を行うとされています。

①については、発行者において不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図が明確にされており、当該財産的価値の価格や数量、技術的特性・仕

³² なお、グリーンウォッシュ問題に対しては、本施策パッケージのほか、別途、ESG 投信について、その範囲を定めるとともに、ESG に関する公募投資信託の情報開示や投資信託委託会社の態勢整備について、具体的な検証項目を定めるための金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の所要の改正が行われる見込みです（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20221219/20221219.html>）。

³³ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221216-2/20221216-2.html>

Client Alert - Financial Sector

様等を総合考慮し、不特定の者に対して物品等の代価の弁済に使用し得る要素が限定的である等、社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまると考えられるものについては暗号資産の要件である「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ものという要件を満たさないとの考え方の明確化が提案されています。また、暗号資産交換業に該当する「他人のために暗号資産の管理をすること」については、「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」にある場合にはこれに該当するとされていたところ、秘密鍵の一部のみ保有しているため移転ができない場合や秘密鍵が暗号化されていて復号できない場合にはこれに該当しないとの考え方の明確化が提案されています。

②については、暗号資産交換業者において、ICOにおいて顧客への情報提供や開示のための体制整備を求め、システムリスク管理においてシステムの本番移行の手順の明確化等を行うことが提案されています。また、監督当局は、新規サービス（新商品・新規業務）に関する相談については、暗号資産交換業者が網羅的にリスクを洗い出しているか及び十分な対応策を講じているか、内部管理態勢が整備されているか、営業推進部門から独立した立場からの事前審査を行っているか等を確認することが提案されています。

③については、暗号資産交換業の売却として株式譲渡が行われる場合、主要株主の変更の届出がされるが、その届出を受理後に経営管理や法令等遵守態勢の内部管理態勢全般についてヒアリングを行って改めて適切性を検証することを明確化することが提案されています。

(2) 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について（ステーブルコイン関係）

金融庁は、2022年12月26日、令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表し、2023年1月31日までパブリックコメント手続きが実施されています。これらの改正案は、2022年6月10日に公布された、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「本改正法」といいます。）について規定の整備を行うものとなります。

本改正法では、いわゆるステーブルコイン（特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術等を用いているもの）の発行・流通に関する法整備として、①銀行・資金移動業者や信託会社がステーブルコインの発行者となることのできる旨の規定や、②ステーブルコインのうち、パーミッションレス型³⁴のものである「電子決済手段」の概念の新設、③電子決済手段の流通を仲介する「電子決済手段等取引業」の新設等の改正が行われたことから、ステーブルコインの発行に関する政省令や監督指針・事務ガイドラインが改正されたほか、電子決済手段等取引

³⁴ 既存の電子マネーのように発行者が取引時確認をした者の間でのみ移転がなされるものではなく、また、移転の都度発行者の承諾等を要しないステーブルコインをいいます。

Client Alert - Financial Sector

業者に関する事務ガイドラインの新設等が行われました。具体的には、信託会社が信託型のステーブルコイン（特定信託受益権）を発行し、資金移動業を営もうとする場合の届出手続きや、電子決済手段等取引業に係る登録手続き、利用者保護のための各種の行為規制等について規定が整備されています。

今後は、パブリックコメント手続きの終了後に本改正法に係る政令・内閣府令等の公布を経て、2023年6月9日までに本改正法が施行される予定です。

(以上、7.暗号資産交換業・デリバティブについて)

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

カウンセル 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

8. 犯収法

(1) 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について（為替取引分析業関係）

上記7.(2)でも記載しているとおり、金融庁は、2022年12月26日、令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表し、2023年1月31日までパブリックコメント手続きが実施されています。これらの改正案は、2022年6月10日に公布された、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「本改正法」といいます。）について規定の整備を行うものとなります。

銀行等の金融機関は、顧客の行う資金の移転（為替取引）等について、マネー・ローンダリング等のおそれのある取引を謝絶すること（取引フィルタリング）や、顧客の取引についてマネー・ローンダリング等の疑いがないかの精査を行うこと（取引モニタリング）が、犯罪収益移転防止法や金融庁が定めるマネロンガイドラインにおいて求められています。本改正法では、こうした取引フィルタリング・モニタリング等を共同して行えるようにするため、銀行等の委託を受けて取引フィルタリング・モニタリング等を行う「為替取引分析業者」の許可制度が新設されたことから（改正資金決済法2条18項）、資金決済法施行令の改正のほか、「為替取引業者に関する内閣府令」や「為替取引分析業者向けの総合的な監督指針」が新設されました。具体的には、為替取引分析業に係る許可申請手続きや為替取引分析業者が営むことができる業務の範囲、為替取引分析業者が提供する取引フィルタリング・モニタリング等の実効性を高い水準で確保するために求められる態勢等について規定しています。

Client Alert - Financial Sector

なお、一般社団法人全国銀行協会は、2023年1月6日付でAML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的とした「株式会社マナー・ローンダリング対策共同機構」を設立しており、同社において為替取引分析業に係る許可申請等の対応を行っていくことを公表しています。

今後は、パブリックコメント手続きの終了後に本改正法に係る政令・内閣府令等の公布を経て、2023年6月9日までに本改正法が施行される予定です。

(以上、8. 犯収法について)

カウンセル 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

9. データ・セキュリティ

(1) 北朝鮮のサイバー攻撃集団「ラザルス」を経済制裁対象に追加

外務省・財務省・経済産業省は、2022年12月2日に、「ラザルス」と呼ばれる北朝鮮のサイバー攻撃集団を外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として外務省告示により指定された者（以下「資産凍結等の措置の対象者」といいます。）に追加しました³⁵。複数の暗号資産アドレスがラザルスと紐付ける形で記載されています³⁶ので、例えば、ランサムウェア攻撃を受けた際に、攻撃者が誰かわからない場合であったとしても、この暗号資産アドレスへの支払いは、ラザルスへの支払いとして、外為法に基づく支払規制違反となることに注意が必要です。

関連する文書として、金融庁総合政策局長及び財務省国際局長は、2022年3月14日付で「ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた対応について（要請）」³⁷を发出しています。これは、資産凍結等の措置の対象者に対する暗号資産の移転に係る支払も外為法に基づく支払規制の対象とされていることを指摘したうえで、暗号資産交換業者に対し、以下の措置を実施するよう要請するものです。

- ① 顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合には、顧客に外為法の支払許可義務が課されていることを踏まえ、暗号資産の移転を行わないこと。顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスである疑いがあると判断した場合には、

³⁵ 「北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関する者に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaitamehou_shisantouketsu_20221202.html)

³⁶ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/kitachousen_kankeisha_20221202.pdf

³⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220314/20220314-1.pdf>

Client Alert - Financial Sector

資産凍結等の措置の対象者のアドレスでないことを確認した後でなければ、暗号資産の移転を行わないこと。

- ② 顧客から依頼を受けて暗号資産を移転した場合であって、暗号資産の移転先が資産凍結等の措置の対象者であることが判明したときは、金融庁、財務省等に速やかに報告すること。
- ③ 上記①②の措置の実効性を高めるため、暗号資産に係る取引について、モニタリングを強化すること。

(2) 国家安全保障戦略と能動的サイバー防御

2022年12月16日、新たな国家安全保障戦略を含む3文書が閣議決定されました³⁸。国家安全保障戦略は、サイバーセキュリティとの関係で、「武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御³⁹を導入する」としつつ、このために、情報収集・分析能力の強化、体制整備を行うとともに、次の3つの措置の実現に向けて検討を進めるとしています。

- ① 重要インフラ分野を含む民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有等の取組
- ② 国内の通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用することによる攻撃者のサーバ等の検知のための取組
- ③ 安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃を未然に防止することを目的として、攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるようにする権限の付与

また、これらの取組を実現・促進するために、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)を発展的に改組する旨も記載されています。

(3) 「データ被害時のベンダー選定チェックシート Ver1.0」の公表

2022年12月16日、特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会(IDF)、一般社団法人日本データ復旧協会(DRAJ)、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA)、一般社団法人日本コンピュータセキュリティインシデント対応チーム協議会(NCA)及び一般社団法人ソフトウェア協会(SAJ)が合同で編集した「データ被害時のベンダー選定チェックシート Ver1.0」が公表されました⁴⁰。

³⁸ <https://www.cas.go.jp/jp/siryu/221216anzenhoshou.html>

³⁹ 能動的サイバー防御につきましては、[Client Alert - Financial Sector 2022年9月号 \(Vol.2\)](#) もご参照ください。

⁴⁰ <https://digitalforensic.jp/higai-checksheet/>

Client Alert - Financial Sector

このチェックシートは、復旧事業者側が合理的な根拠のないまま、高いデータ復旧率を提示して広告宣伝を行い、その復旧率について、データ復旧事業者に復旧作業を依頼する組織の担当者に分かりやすい説明を行わないまま契約を締結していることに起因して、復旧作業を依頼する担当者が、復旧事業者が提示する「復旧率」や「復元率」等の表記の解釈をめぐるトラブルに陥るケースが増えていることを背景に作成されたものです。

このチェックシートには、データ復旧を依頼する前に確認すべきことが、ランサムウェアの場合と通常のインシデントの場合とに場合分けされて挙げられています。具体的には、それぞれの場合ごとに、「依頼前・事業者選定・問い合わせ」のフェーズと「データ復旧着手の事前確認・契約前」のフェーズで確認すべき事項が列挙されており、確認事項ごとに回答を選択すると最終的にリスクを点数形式で判定することができるようになっているため、データ復旧事業者とのトラブルの未然防止に資するものと考えられます。

(4) サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス（案）の公表

NISC、警察庁、総務省、経済産業省は、2022年12月26日、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス（案）」についてパブリックコメントを開始⁴¹する旨を公表しました⁴²。このガイダンス案は、サイバーセキュリティ基本法17条に基づき設置されているサイバーセキュリティ協議会の運営委員会において、2022年4月に設置された「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会」⁴³における検討を経て作成されたものです。

このガイダンス案は、サイバー攻撃を受けた被害組織が、被害に関する情報を共有（又は公表）する際の実務上の参考となるガイダンスが現状存在しないことを踏まえ、「何のために」「どのような情報を」「どのタイミングで」「どのような主体に対して」共有・公表するのかというポイントを整理したものとなっています。内容としては、情報共有と公表の意義や流れについての一般論としての解説のほか、具体的な点につきFAQ形式で、各問と回答が1ページずつにコンパクトにまとめられ、それぞれの回答には補足の解説も付属しているため、正式に策定された場合、実務上参考になると考えられます。

⁴¹ <https://www.nisc.go.jp/policy/group/kihon-2/pubcom-guidance2022.html>

⁴² パブリックコメントは、2022年12月27日から2023年1月30日までとなっています。

⁴³ <https://www.nisc.go.jp/council/cs/kyogikai/guidancekentoukai.html>

Client Alert - Financial Sector

(以上、9. データ・セキュリティについて)

カウンセラー 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

10. サステナビリティ

(1) ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表

金融庁は2022年12月19日付にて、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正案を公表し、パブリックコメントの手続きを開始しました。その内容については、上記5.(2)をご参照ください。

(以上、10. サステナビリティについて)

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『Understanding the Variation Margin \(VM\) CSA \(Japanese Language\)』](#)
開催日時 2023年2月3日(金) 9:00~12:10(日本時間)
講師 江平 享
主催 International Swaps and Derivatives Association, Inc. (ISDA)

- セミナー [『Web3・NFT・メタバース』](#)
開催日時 2023年2月13日(月) 10:00~11:40
講師 増田 雅史
主催 中央大学法科大学院

- セミナー [『メタバースと独占禁止法・競争政策』](#)
開催日時 2023年2月17日(金) 16:30~18:30
講師 増田 雅史
主催 公正取引委員会競争政策研究センター

- セミナー [【申込受付中】MHM プレミアム Live セミナー「カーボン・クレジットを巡る実務の最新動向」](#)
開催日時 2023年2月20日(月) 14:00~16:00
講師 佐藤 正謙、武川 丈士、久保 圭吾、大木 健輔、中山 竜太郎 氏(経済産業省、ゲスト講師)、松尾 琢己 氏(株式会社東京証券取引所、ゲスト講師)
会場 ※オンライン開催
主催 森・濱田松本法律事務所
上記のセミナーにつきましては、会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております(申込期限:2023年2月15日(水))。
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『サステナビリティ・コーポレートガバナンスの開示等に関する改正~2023年3月期の有価証券報告書の準備にあたり実務上の留意点と今後の動向について解説~』](#)
開催日時 2023年2月20日(月) 10:00~12:00
講師 石橋 誠之
主催 経営調査研究会

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『VC/PE ファンドの組成とこれらのファンドへの投資に係る法務と実務 ～改正を含めた規制対応や組合契約書の重要な着眼点など、VC/PE について、ファンド側と投資家側の双方の観点から実務を詳説～』](#)
開催日時 2023 年 2 月 28 日（火）14:00～17:00
講師 中野 恵太
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

<https://www.mhmljapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『クリエイターのための NFT 参入マニュアル』
出版社 株式会社三オブックス
著者 増田 雅史
- 論文 「[座談会] メタバースを語る」
掲載誌 法学セミナー
著者 増田 雅史
- 論文 「クローズ・アップ 資金使途等の正確かつ充実した開示が不可欠
投資型クラウドファンディングを使った資金調達留意点」
掲載誌 旬刊経理情報
著者 宮田 俊
- 論文 「メタバースの展望と法的課題」
掲載誌 金融・商事判例
著者 増田 雅史
- 本 『新・会社法実務問題シリーズ/8 会社の計算（第 3 版）』
出版社 株式会社中央経済社
著者 森・濱田松本法律事務所（編）、金丸 和弘、藤津 康彦、金丸 由美
（共著）
- 論文 「全銀協 TIBOR のフォールバックに関する実務動向」
掲載誌 金融法務事情
著者 青山 大樹

Client Alert - Financial Sector

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ 新人弁護士（42名）が入所しました

➤ パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の18名の弁護士および1名の税理士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

濱 史子、西本 良輔、野間 裕亘、若林 功晃、北 和尚、佐藤 喬洋、北山 昇、喜多野 恭夫、川端 遼、五島 隆文、立石 光宏、金村 公樹、御代田 有恒、廣田 雅亮、内津 冬樹、福田 剛、奥田 亮輔、パヌパン・ウドムスワンナクン

【パートナー税理士】

間所 光洋

また、同日付で16名の弁護士および1名の税理士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

森田 茉莉子、秋月 良子、島田 里奈、白根 央、蔦 大輔、石田 渉、二村 佑、桑原 秀明、立川 聡、笠間 周子、ソニ・ティワリ、パタナワツ・ナンタウォーワツ、ピティポーン・アナンタセーツ、サランポーン・チャイアナン、ピヤワンニー・ワタナサコンパン、ジラユ・サングアンケーウ

【カウンセル税理士】

丸山 木綿子

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ ジャカルタオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2023年1月1日より、インドネシアの現地法律事務所である ATD Law との業務提携を開始し、ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto という形で、弊事務所のジャカルタオフィスとして、本格的な業務を開始いたしました。

ジャカルタオフィスには、パートナーの竹内 哲 弁護士が所属予定であることに加え、アソシエイトのシャハブ 咲季 弁護士が常駐いたします。竹内弁護士は、M&A/コーポレートの分野において高い専門性を有し、ジャカルタ駐在（2014年

Client Alert - Financial Sector

～2017年）後、シンガポールから東南アジア全域のM&A案件及びインドネシア案件（M&A、ジョイント・ベンチャー、労務、贈収賄、不正調査、債権回収、倒産、紛争解決等）を幅広く手掛けて参りました。

ATD Lawは、2022年10月に開設した現地法律事務所であり、インドネシアにおいて既に高い評価を受けており、M&A/コーポレート/金融/通信/テクノロジー分野への知見が特に深いAbadi Abi Tisnadisastra 弁護士が代表を務めます。また、ATD Lawには、バンキング・ファイナンス分野への知見が深い新進気鋭のAlfa Dewi Setiawati 弁護士がパートナーとして、また、当事務所のシンガポールオフィスにて幅広いインドネシア案件を長年手掛けてきたRobbie Julius 弁護士がカウンセラーとして参画し、弁護士数10名を擁する体制となっており、インドネシア業務に関して幅広いリーガル・サービスを提供できる体制が整いつつあります。

インドネシアは、法制度・実務運用が複雑であり従来よりリーガルニーズが高い国ですが、今後さらに巨大な消費マーケットに裏打ちされた各種産業の多様化・深化が見込まれ、そのリーガルニーズも日々多様化しています。ジャカルタオフィスでは、ジャカルタの現地から、当事務所がこれまで培ってきたインドネシア案件の豊富な経験も活かし、多様化するクライアントの皆様からのニーズに対して、最良のクライアント・サービスを提供できるよう取り組んで参ります。そして、当事務所の日本・シンガポール・バンコク・ベトナム・ミャンマー・中国の各オフィスのメンバーとも協働することにより、国内外の幅広いクライアントの皆様からの多様なご依頼へ対応することを通じて、さらなるリーガル・サービスの向上、インドネシア業務の深化を目指します。

ジャカルタオフィス、当事務所の全弁護士の総力を結集して、インドネシアを含むアジア全体でのニーズ、グローバルなニーズにも対応できる体制を充実させることにより、クライアントの皆様のFirm of Choiceであり続けられるよう、事務所一丸となって取り組んで参る所存です。

何卒宜しくお願い申し上げます。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com